

令和5年1月31日

茨城県人事委員会

## 茨城県職員採用大学卒業程度試験における心理職の受験資格について

茨城県職員採用大学卒業程度試験の「心理職」の受験資格について、令和5年度試験から以下のとおり変更する予定です。

### 1 変更内容

変更後	学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、 <u>心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業（修了）した人若しくは令和__年3月31日までに卒業（修了）見込みの人又は人事委員会がこれと同等と認める人</u> ※ 「心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程」とは、主に次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"><li>心理学科、教育心理学科、社会心理学科等、学科名に「心理学」を冠した学科</li><li>学科名に「心理学」を冠していなくても、明らかに心理学を中心に履修したと判断できる専攻分野</li></ul>
変更前	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和__年3月31日までに卒業見込みの人

### 2 変更の趣旨

本県の心理職として採用された職員は、主に、児童心理司として業務を行っていただくことを想定しているため、採用試験の受験資格を、児童相談所運営指針に定める児童心理司の資格に合わせるものです。

なお、受験資格の確認については、第2次試験において大学から発行された成績証明書等をご提出いただき確認いたします。

#### （参考）令和5年度の大学卒業程度試験日程

試験案内公表	4月26日（水）
申込受付期間	4月26日（水）～5月17日（水）
第1次試験	6月18日（日）
第2次試験	7月上旬～8月中旬
最終合格発表	8月中旬～下旬